

移住支援金に係る市町村別関係人口の要件

令和7年4月1日時点

市町村名	関係人口の要件
鹿児島市	申請者が、次に掲げる事項のＡかつイ又はＡかつウに該当すること。 ア 本事業における関係人口の範囲 次に掲げる(ア)及び(イ)に該当し、かつ(ウ)から(キ)のいずれかに該当すること。 (ア) 「かごしま市ＩＪＵ倶楽部」の会員であること。 (イ) 町内会活動や地域コミュニティ活動に参加する意思を有すること。 (ウ) 本市に居住したことがあること (エ) 本市に所在する学校に通学したことがあること (オ) 本市に所在する事業所で勤務したことがあること (カ) 移住前に本市にふるさと納税をしたことがあること (キ) 本市が主催する移住希望者を対象とした本人参加型のイベントに参加したことがあること イ 就業に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。 (ア) 勤務地が鹿児島県内に所在すること (イ) 勤務時間が週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、かつ、補助金の交付申請日から５年以上継続して勤務する意思を有していること (ウ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でなく、新規の雇用であること (エ) 官公庁等及び地域おこし協力隊への就業ではないこと (オ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者への就業ではないこと (カ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等への就業ではないこと ウ 個人事業主に関する要件 (ア) 農林水産業に従事する者または家業を承継する者 (イ) 勤務地が鹿児島県内に所在すること (ウ) 補助金の交付申請日から５年以上継続して働く意思を有していること (エ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者ではないこと (オ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではないこと
鹿屋市	申請者が、次に掲げる事項のＡ及びイに該当すること。 ア 本事業における関係人口の範囲 次に掲げる(ア)に該当し、かつ(イ)から(カ)のいずれかに該当すること。 (ア) 自治会に加入し、地域の活動へ積極的に参画する意思を有していること (イ) 本市に居住したことがあること (ウ) 本市に所在する学校に通学したことがあること (エ) 移住前に本市にふるさと納税をしたことがあること (オ) かのや移住サポートセンターの相談者であることを、当該センターが作成する相談記録から特定できること (カ) 本市の移住活動支援事業補助金を受けて移住体験ツアーに参加又は移住体験を実施したことがあること。 イ 就業に関する要件 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。 (ア) 本市に所在する農林水産業に就業する者。 (イ) 本市に所在する家業等へ就業する者。 (ウ) 本市に所在する企業に就業する者。 (エ) 地域交通を担うバス運転手、タクシー運転手に従事する者。
枕崎市	申請者が、次に掲げる事項のＡ及びイに該当すること。 ア 本事業における関係人口の範囲 次に掲げる(ア)に該当し、かつ(イ)から(エ)のいずれかに該当すること。 (ア) 自治会に加入し、地域の活動へ積極的に参画する意思を有していること (イ) 本市に居住したことがあること (ウ) 本市に所在する学校に通学したことがあること (エ) 転入日直前の３年以内に２年以上、ふるさと納税を寄附しており、３年以内の寄附額合計が３万円以上の者 イ 就業に関する要件 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。 (ア) 本市に所在する農林水産業、介護保険指定事業所に就業する者 (イ) 本市に所在する家業等へ就業する者 (ウ) 県内に所在する公共交通事業者に就業する者
阿久根市	転入時に６０歳以下であって、次に掲げる事項のＡ及びイに該当すること。 ア 本事業における関係人口の範囲 次に掲げる事項のいずれかに該当すること (ア) 転入前に本市の住民基本台帳に通算１年以上記録されていたこと。 (イ) 転入前に本市へのふるさと納税をしたことがあること。 (ウ) 本市が主催するワーケーション事業に参加したことがあること。 イ 就業に関する要件 次に掲げる事項のいずれかに該当すること (ア) 農林水産業に就業する者 (イ) 家業等に就業する者 (ウ) 阿久根地域づくり事業協同組合に就業する者

移住支援金に係る市町村別関係人口の要件

令和7年4月1日時点

市町村名	関係人口の要件
出水市	転入時に55歳未満であり、下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。 【支給対象者の要件】 ・過去に本市に寄附をしたことがあること ・過去に本市の住民基本台帳に通算1年以上記録されていたこと ・過去に本市内の学校に在籍したことがあること ・本市内に2親等以内の親族が居住していること ・本市のお試し居住体験事業の利用経験があること 【地域の担い手確保の要件】 ・農林水産業に就業する者
指宿市	申請者が転入後に自治会に加入し、地域の活動へ積極的に参画する意思を有している者であって、以下の本事業における関係人口の範囲を満たし、かつ就業に関する要件を満たす者。 ア 本事業における関係人口の範囲 次に掲げる(7)～(1)のいずれかに該当すること。 (7) 本市に居住したことがあること (1) 本市に所在する学校に通学したことがあること (9) 本市に所在する事業所で勤務したことがあること (1) 移住前に本市に3万円以上のふるさと納税をしたことがあること イ 就業に関する要件 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。 (7) 本市に所在する農林水産業に就業する者。 (1) 本市に所在する家業等へ就業する者。
垂水市	申請者が、次に掲げる事項のア及びイに該当すること ア 本事業における関係人口の範囲 次に掲げる(7)に該当し、かつ(1)～(9)のいずれかに該当すること (7) 振興会へ加入し、地域活動へ参画する意思を有していること (1) 過去に本市の住民基本台帳に通算1年以上記録されていたこと (9) 本市に所在する学校に通学したことがあること (1) 本市に所在する事務所で勤務したことがあること (9) 本市に2親等以内の親族が居住していること (9) 移住前に本市にふるさと納税をしたことがあること (9) 本市への移住相談の経験があること イ 就業に関する要件 次に掲げる事項のいずれかに該当すること (7) 農林水産業に就業する者 (1) 家業へ就業する者 (9) 医療、介護または福祉に関する業種に就業する者 (1) バス運転手またはタクシー運転手に従事する者 (9) 本市市内の企業で求人募集を行っている事業所（官公庁を除く）に就業する者
薩摩川内市	○転入時に50歳未満であり、以下の基本要件のいずれかを満たし、かつ地域の担い手確保要件のいずれかを満たす者。 (基本要件) ・薩摩川内市の移住体験住宅の利用経験がある者。 ・転入日直前の3年以内に2か年以上、3万円以上のふるさと納税を寄附した者。（3年以内の寄附額合計が3万円以上） ・移住フェア等で移住相談を行い、本市の移住・定住希望カルテに登録をした者。 (地域の担い手確保要件) ・県又は市が実施する農林水産業に係る研修等に参加し、本市の農林水産業種に就労すること。 ・Job！薩摩川内に会員登録をし、Job！薩摩川内に登録されている企業へ就労をすること。 ・地域づくりを担う自治会または消防団に加入し、地域活動に参加すること。
曾於市	申請者が、次に掲げる事項のア及びイに該当すること。 ア 本事業における関係人口の範囲 次に掲げる(7)に該当し、かつ(1)から(9)のいずれかに該当すること。 (7) 自治会に加入し、地域の活動へ積極的に参画する意思を有していること。 (1) 本市に居住したことがあること。 (9) 本市に所在する学校に通学したことがあること。 (1) 移住前に本市にふるさと納税をしたことがあること。 (9) 本市のオーダーメイド移住体験ツアーに参加経験を有する者。 (9) 本市が参加した移住フェア等で移住相談を行った者。 イ 就業に関する要件 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。 (7) 個人で農林水産業を営む者。 (1) 家業等へ就業する者。 (9) 起業(事業承継、第二創業を含む)する者。 (1) 曾於市立地企業懇話会の加入企業に就業する者。ただし、次に掲げる事項の全てに該当すること。 ・曾於市内にある事業所に就業すること。 ・勤務時間が週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、かつ、移住支援金の交付申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。 ・転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でなく、新規の雇用であること。

移住支援金に係る市町村別関係人口の要件

令和7年4月1日時点

市町村名	関係人口の要件
霧島市	関係人口の場合、自治会に加入し、地域の活動へ積極的に参画する意思を有している者のうち、本市に所在する農林水産業、観光関連業、製造分野、医療・介護・福祉分野又は家業等へ就業するもの（官公庁等及び地域おこし協力隊を除く。）であって、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。 （ア）本市に居住したことがあること。 （イ）本市に所在する学校に通学したことがあること。 （ウ）移住前に本市にふるさと納税をしたことがあること。 （エ）本市の移住相談や移住イベント等への参加経験を有すること。
いちき串木野市	本市へ転入時に60歳未満であり、転入後は自治会や地域が行う行事やイベントに継続して参加し、地域の担い手となる意向を持つ者であって、下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ・本市に住民票をおいて居住したことがあること ・本市に所在する学校に在籍したことがあること ・本市に所在する事業所に勤務したことがあること ・いちき串木野市内に2親等以内の親族が居住していること 【地域の担い手確保の要件】 ・地域の基幹産業である農林水産業に就業する者 ・後継者が不足する家業等、本市が認める事業所に就業する者 ・本市の地域経済の振興に係る事業関係者として認められる者
南さつま市	申請者が、次に掲げる事項の①及び②に該当すること。 ①【支給対象者の要件】次に掲げるすべての要件に該当すること ・自治会に加入し、地域の活動へ積極的に参画する意思を有していること。 ・本市に居住したことがあること。 ・本市に所在する学校に通学したことがあること。 ・本市に2親等以内の親族が居住していること。 ・移住前に本市にふるさと納税をしたことがあること。 ②【就業に関する要件】次に掲げる要件のいずれかに該当すること ・農林水産業に就職する者。 ・家業などへ就職する者。 ・タクシー・バス運転手として就業する者。 ・本市に所在する企業に就業する者。
志布志市	申請者が、次に掲げる事項のア及びイに該当すること。 ア 本事業における関係人口の範囲 次に掲げる(7)に該当し、かつ(イ)から(オ)のいずれかに該当すること。 (7) 自治会に加入し、地域の活動へ積極的に参画する意思を有していること (イ) 本市に居住したことがあること (ウ) 本市に所在する学校に通学したことがあること (エ) 移住前に本市にふるさと納税をしたことがあること (オ) 志布志市移住・交流移住サポートセンターの相談者であることを、当該センターが作成する相談記録から特定できること (カ) 本市の移住体験ツアーに参加経験を有する者。 イ 就業に関する要件 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。 (7) 本市に所在する農林水産業に就業する者。 (イ) 本市に所在する家業等へ就業する者。 (ウ) 志布志市企業ガイドブックに求人のある企業（市外企業及び官公庁を除く）に就業する者。
南九州市	1 次に掲げる全ての要件に該当すること。 (ア) 南九州市移住パートナー企業に常用の雇用者として就業すること。 (イ) 3親等以内の親族が就業先の代表者、取締役その他当該就業先の経営を担う職務を務めていないこと。 (ウ) 就業先に、交付申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。 (エ) 就業先での転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新たに雇用されるものであること。 (オ) 本市に居住したことがあること (カ) 本市に所在する学校に通学したことがあること (キ) 移住前に本市にふるさと納税をしたことがあること 2 農林水産業に就業する者及び家業等へ就業する者については、前項（ア）及び（イ）の要件を満たしていない場合でも交付対象とする。
伊佐市	申請者が転入時に50歳未満であり、以下の本事業における関係人口の範囲を満たし、かつ就業に関する要件を満たす者。 ア 本事業における関係人口の範囲 次に掲げる(7)に該当し、かつ(イ)から(カ)のいずれかに該当すること。 (7) 自治会と消防団に加入し、テレワークの場合は伊佐市内で週に4日以上勤務すること。 (イ) コミュニティや自治会の活動に積極的に参画すること。 (ウ) 本市に親族がいる、または居たことがあり移住前から本市に来たことがあること。 (エ) 移住前に本市にふるさと納税をしたことがあること。 (オ) ふるさと回帰センターなどで伊佐市ブースにて移住相談を受けたことがあること。 (カ) 本市の移住体験住宅を利用した事がある者。 イ 就業に関する要件 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。 (7) 本市に所在する農林水産業に就業する者。 (イ) 本市に所在する家業等へ就業する者。 (ウ) かごJobに登録のある伊佐市内の業者に就業する者。

移住支援金に係る市町村別関係人口の要件

令和7年4月1日時点

市町村名	関係人口の要件
始良市	下記【支給対象者の要件】に該当し、かつ【地域の担い手確保要件】にも該当すること。 【支給対象者の要件】 次に掲げる事項の（ア）及び（イ）に該当し、かつ（ウ）から（カ）のいずれかに該当すること。 （ア）自治会に加入すること （イ）本市が主催又は共催する移住希望者を対象とした本人参加型のイベント若しくはオンラインイベントに参加したことが、本市が作成する相談記録から特定できること （ウ）過去に始良市の住民基本台帳に記録されていたこと （エ）本市に所在する学校に通学したことがあること （オ）本市に所在する事業所で勤務したことがあること （カ）転入日直前の3年以内に2か年以上、本市にふるさと納税をしたことがあること 【地域の担い手確保の要件】 次の（ア）から（エ）までに掲げる要件のすべてに該当し、かつ（オ）から（キ）のいずれかに該当すること。 （ア）就業先が官公庁及び地域おこし協力隊でないこと （イ）転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でないこと （ウ）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者でないこと （エ）暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等への就業ではないこと （オ）本市に所在する農林水産業に就業するもの （カ）本市に所在する家業等へ就業するもの （キ）本市に所在する企業等へ、勤務時間が週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業すること
三島村	下記【支給対象者の要件】に該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】にも該当すること。 【支給対象者の要件】 次の（ア）に該当し、かつ（イ）から（エ）のいずれかに該当すること。 （ア）転入時に55歳以下である者。 （イ）三島村の移住体験ツアーに参加したことがある者。 （ウ）しおかぜ留学等で三島村に居住したことがある者。 （エ）過去3年間に複数回、三島村へふるさと納税を行った者。 【地域の担い手確保の要件】 次の（ア）から（ウ）のいずれかに該当すること。 （ア）農林水産業に就業する者。 （イ）家業等へ就業する者。 （ウ）自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者。
十島村	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ・現在「十島村友好島民の会」の会員である者。 ・過去に村が主催するツアー・イベント等に参加したことがある者。 ・ワーケーションを目的として十島村の移住体験交流施設を利用したことがある者。 ・過去3年間に複数回十島村へふるさと納税を行った者。 【地域の担い手確保の要件】 ・農林水産業に就業する者。 ・家業等へ就業する者。 ・自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者。
さつま町	以下の基本要件を満たし、かつ地域の担い手確保要件のいずれかを満たす者。 1 基本要件 次に掲げるアに該当し、かつイからオのいずれかに該当すること。 - ア 地域活動へ積極的に参画する意思を有していること。 - イ 本町に居住したことのある者。 - ウ 本町の移住体験施設を利用した者、もしくは移住体験ツアーに参加した者。 - エ 移住前に本庁にふるさと納税をしたことがある者。 - オ 本町が参加した移住相談会等で移住相談を行ったことがある者。 2 地域の担い手確保要件 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。 - ア 農林水産業に就業する者。 - イ 地域の活性化に資する事業などに従事する者。 - ウ 家業等へ就業する者。
長島町	以下の【支給対象者の要件】のすべてに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ・地域の自治会行事や地域イベントに積極的に参加できる意思を有している者。 ・5年以上継続的に定住する意思のある者。 【地域の担い手確保の要件】 ・農林水産業に就業する者。 ・家業等へ就業する者。 ・町が認めた企業に就業した者。
湧水町	下記【基本要件】の（ア）及び（イ）から（エ）のいずれかに該当し、かつ地域の担い手確保の要件のいずれかに該当すること。 【基本要件】 （ア）自治会に加入し、地域の活動へ積極的に参画する意思を有していること （イ）本町に居住したことがある人 （ウ）本町に所在する学校に通学したことがある人 （エ）移住前にふるさと納税をしたことがある人 【地域の担い手確保の要件】 ・農林水産業に就業する者。 ・家業等へ就業する者。 ・地域の活性化に資する事業等に従事する者

移住支援金に係る市町村別関係人口の要件

令和7年4月1日時点

市町村名	関係人口の要件
大崎町	下記【支給対象者の要件】及び【地域の担い手確保の要件】に該当すること。 【支給対象者の要件】 転入時に60歳以下であって、次に掲げる事項のいずれかに該当すること。 (ア) 本町に居住したことがあること (イ) 本町に所在する学校に通学したことがあること (ウ) 移住前に本町にふるさと納税をしたことがあること 【地域の担い手確保の要件】 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。 (7) 本町に所在する農林水産業に就業する者。 (イ) 本町に所在する家業等へ就業する者。 (ウ) 大崎町が認めた企業に就業する者。
東串良町	○以下の基本要件の(7)及び(イ)～(ケ)のいずれかを満たし、かつ地域の担い手確保要件のいずれかを満たす者。 ア 基本要件 (7) 補助金の交付申請日から5年以上継続して本町に居住する意思を有していること (イ) 本町の移住体験住宅の利用経験がある者。 (ウ) 本町の移住体験ツアー参加経験を有する者 (エ) 移住前に本町へふるさと納税を行った者 (オ) 本町に居住したことがある者 (カ) 本町に所在する学校に通学したことがある者 (キ) 本町に所在する事業所で勤務したことがある者 (ク) 本町のワーケーション施設を利用したことがある者 (ケ) 本町が主催または後援するイベントに参加したことがある者 イ 地域の担い手確保要件 (7) 県又は町が実施する農林水産業に係る研修等に参加し、本町の農林水産業種に就労し、自活できる程度の収入のある事業を営む者、または、その見込みのある者。 (イ) 家業等へ就業する者 (ウ) 上記のほか、東串良町が認めた企業に就業した者 (エ) 自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者
錦江町	下記【支給対象者の要件】及び【地域の担い手確保の要件】に該当すること。 【支給対象者の要件】 錦江町への転入時に45歳以下の者で、以下のアからカのいずれかに該当すること。 ア 過去に錦江町の住民基本台帳に記録されていたこと。 イ 錦江町内に2親等以内の親族が居住していること。 ウ 錦江町が実施する保育園留学、山村留学に参加したことがあること。 エ 錦江町が実施するワーケーション事業に参加したことがあること。 オ 錦江町が実施するふるさとワーキングホリデーに参加したことがあること。 カ 錦江町ふるさと住民制度の登録があること。 【地域の担い手確保の要件】 以下のアからエのいずれかに該当すること。 ア 錦江町に所在する農林水産業に就業する者。 イ 錦江町に所在する家業等に就業する者。 ウ 錦江町に所在する、医療・介護事業所に就業する者。 エ 錦江町又は錦江町に隣接する市町に所在する交通事業者、バス又はタクシーの運転手として就業する者。
南大隅町	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ・南大隅町の移住体験ツアーに参加経験を有する者。 ・南大隅町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・南大隅町に居住経験のある者。 ・南大隅町にふるさと納税をしたことがある者。 【地域の担い手確保の要件】 ・農林水産業に就業する者。 ・家業等へ就業する者。 ・南大隅町が認めた企業に就職した者。 ・自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者。
肝付町	申請者が、次に掲げる事項のア及びイに該当すること。 ア 本事業における関係人口の範囲 次に掲げる(7)に該当し、かつ(イ)から(オ)のいずれかに該当すること。 (7) 自治会に加入し、地域の活動へ積極的に参画する意思を有していること。 (イ) 移住前に本町の住民基本台帳に通算1年以上記録されたことがあること。 (ウ) 移住前に本町に所在する学校に通学したことがあること。 (エ) 移住前に本町にふるさと納税を総額3万円以上したことがあること。 (オ) 移住前に本町のお試し住宅の利用経験が通算30日以上あること。 イ 就業に関する要件 次に掲げる(7)及び(イ)に該当し、かつ(ウ)から(オ)のいずれかに該当すること。 (7) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。 (イ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。 (ウ) 本町に所在する農林水産業に就業する者。 (エ) 本町に所在する家業等へ就業する者。 (オ) ハローワークに求人掲載しており本町に所在する企業に就業する者。

移住支援金に係る市町村別関係人口の要件

令和7年4月1日時点

市町村名	関係人口の要件
中種子町	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ・転入時に60歳以下の方 ・中種子町に寄付をしたことがあること ・過去に中種子町の住民基本台帳に通算1年以上記録されていたこと ・過去に中種子町内の学校に在籍したことがあること ・中種子町内に2親等以内の親族が居住していること ・里親留学等で中種子町内に居住したことがあること 【地域の担い手確保の要件】 ・地域の基幹産業である農林水産業に就業する者 ・地域の活性化に資する事業等に従事する者 ・家業等に従事する者
南種子町	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 転入時に60歳以下であって、次の要件のいずれかを有する者 ・南種子町（定住促進実行委員会）の移住体験ツアー参加経験を有する者 ・南種子町（定住促進実行委員会）の移住相談の経験を有する者 ・本町へふるさと納税を行った者 【地域の担い手確保の要件】 ・農林水産業に就業する者。 ・家業等へ就業する者。 ・南種子町が認めた企業等に就業した者。 ・自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者。
屋久島町	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 転入時に45歳未満であって、次の要件のいずれかを有する者 ・屋久島町に寄附したことがあること。 ・過去に屋久島町の住民基本台帳に通算1年以上記録されていたこと。 ・屋久島町内に2親等以内の親族が居住していること。 【地域の担い手確保の要件】 ・農林水産業で自活できる程度の収入のある事業を営む者、または、その見込みのある者。 ・屋久島町内で個人事業の開業または、法人の設立・移転を行っていること。 ・後継者や人手が不足する地域産業等（求人広告している企業に限る）に従事する者。 ※地域の担い手確保の要件全てにおいて、支援金の申請日から5年以上継続して就労（就業、起業等含む）する意思を有していること。
宇検村	下記【支給対象者の要件】に該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】にも該当すること。 【支給対象者の要件】 次に掲げる事項の（ア）（イ）及び（ウ）に該当し、かつ（エ）（オ）（カ）のいずれかに該当すること。 （ア）移住する直前に在住していた市区町村において、最近1か年市区町村税を滞納していないこと。 （イ）当該補助金に類する他の補助金で、村長が指定する補助金の交付を受けていないこと。 （ウ）その他村長が不適切と認めた者でないこと。 （エ）移住前に本村にふるさと納税をしたことがあること。 （オ）本村に居住していたことがあること。 （カ）宇検村内に2等親以内の親族が居住していること。 【地域の担い手確保の要件】 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。 ・農林水産業へ就職する者。 ・家業等へ就職する者。 ・上記の他、村長が認めた企業に就職する者。
龍郷町	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ・龍郷町に寄付をしたことがあること。 ・過去に龍郷町の住民基本台帳に通算1年以上記録されていたこと。 ・過去に龍郷町内の学校に在籍したことがあること。 ・龍郷町内に2親等以内の親族が居住していること。 ・その他、龍郷町移住・就業支援金交付要綱に合致していること。 【地域の担い手確保の要件】 ・農林水産業に就業する者。 ・伝統産業又は家業等へ就業する者。 ・自治体や集落、地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者。

移住支援金に係る市町村別関係人口の要件

令和7年4月1日時点

市町村名	関係人口の要件
徳之島町	下記【本事業における関係人口の範囲】に該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【本事業における関係人口の範囲】 次に掲げる(ア)に該当し、かつ(イ)から(カ)のいずれかに該当すること。 (ア) 町内会活動や地域コミュニティ活動に参加する意思を有すること。 (イ) 本町の住民基本台帳に通算1年以上記録されていたこと (ウ) 本町に所在する学校に通学したことがあること (エ) 本町に所在する事業所で勤務したことがあること (オ) 本町に3親等以内の親族が居住していること (カ) 移住前に本町にふるさと納税をしたことがあること 【地域の担い手確保の要件】 ・農林水産業に就業する者。 ・家業等へ就業する者。 ・保育・医療・介護に関する業種に就業する者。 ・上記のほか、徳之島町が認めた企業に就業する者。 ・自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者。
天城町	下記【支給対象者の要件】のすべてに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 次の要件のすべてに該当すること ・本町に居住したことがあること ・本町に所在する学校に通学したことがあること ・本町に所在する事務所で勤務したことがあること ・本町に2親等以内の親族が居住していること ・移住前に本町にふるさと納税をしたことがあること ・本町への移住相談やお試し移住体験事業への参加経験があること 【地域の担い手確保の要件】 ・農林水産業に就業する者。 ・天城町が認めた企業に就業した者。 ・自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者。
伊仙町	下記【支給対象者の要件】のすべてに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 次の要件のすべてに該当すること ・本町に居住したことがあること ・本町に所在する学校に通学したことがあること ・本町に2親等以内の親族が居住していること ・本町にふるさと納税をしたことがあること 【地域の担い手確保の要件】 転入時に50歳未満であって、次の要件のいずれかに該当すること。 ・農林水産業に就業する者。 ・伊仙町が認める企業に就業した者。 ・自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者。
知名町	下記【本事業における関係人口の範囲】のいずれかに該当する者であって、【支給対象者の要件】のすべてに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【本事業における関係人口の範囲】 次の要件のいずれかに該当すること。 ・地域活動へ積極的に参加する意思を有していること。 ・本町に居住したことがあること。 ・本町に所在する学校に通学したことがあること。 ・本町に所在する事業所で勤務したことがあること。 ・移住前に本町にふるさと納税をしたことがあること。 ・本町が主催する移住希望者を対象としたイベントに参加したことがあること。 【支給対象者の要件】 次の要件のすべてに該当すること。 ・地域おこし協力隊ではないこと。 ・転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではないこと。 ・風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律に定める風俗営業業者でないこと。 ・暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。 【地域の担い手確保の要件】 転入時に45歳未満であって、次の要件のいずれかに該当すること。 ・知名町役場または沖永良部消防署に就業する者。 ・農林水産業に就業する者。 ・家業等へ就業する者。 ・保育・医療・介護に関する業種に就業する者。 ・上記のほか、知名町が認めた企業に就業する者。 ・自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者。